

白鷹町婚活サポート委員会を紹介します

結婚を希望する方へ、出会いのお世話や出会いの場の提供などを企画する団体です。ぜひ身近なサポート委員へご相談ください。

氏名	住所	電話番号
鈴木 悦子	浅立 4066-3	☎ 85-3239
菅 亜貴子	山口 3635-1	☎ 85-4714
向田 忠博	広野 1752	☎ 85-4309
町田 幸子	横田尻 1134	☎ 85-4801
神保 玲子	鮎貝 3282	☎ 85-3333
佐藤 榮子	荒砥甲 1064	☎ 85-2063
山川 孝治	中山 2490	☎ 85-2370
江口 悦子	鮎貝 1126-10	☎ 85-2918
菅 きく	山口 2438	☎ 85-4766
梅津美枝子	荒砥乙 2777-1	☎ 85-3772

婚活応援室

毎週火曜日、ふれあいプランナーの菅亜貴子さんによる婚活相談会を実施しています。お気軽にご利用ください。

♥場所 K's Space(山口 喜多楼となり)

♥日時 毎週火曜日午後1時30分～8時

☆予定変更となる場合もあります。事前に電話予約いただくと確実に対応できます。

☆要相談にて火曜日以外にも利用可能です。

☆上記日時内であれば電話相談も可能です。

【相談・問い合わせ】

ふれあいプランナー 菅 亜貴子

☎090-4637-3805

婚活サポート委員会事務局（健康福祉課子育て支援係内）☎86-0212

～ 白鷹町国民健康保険に加入している方へ ～

高額療養費の申請方法が変わります

高額療養費制度とは、1か月に支払った保険適用される医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた部分が支給されるものです。

これまで、該当の月ごとに高額療養費支給申請書と領収書の写しを提出する必要がありましたが、今後は初回のみ「高額療養費支給申請簡素化申請書兼支給に関する同意書」を提出いただくことで、以後の申請が原則不要となります。

●簡素化の適用開始

令和4年2月に受診した分から

※令和4年1月以前に受診した分は、簡素化の対象となりません。これまでどおり、申請書と領収書の写しを提出してください。

●申請の方法

対象世帯には、「高額療養費支給申請簡素化申請書兼支給に関する同意書」を送付します。同意事項を確認し、ご記入のうえ、郵送又は窓口で申請してください。

※領収書の添付は不要です。

●簡素化が停止になる場合

次のような場合は簡素化が停止となり、これまでの方法で申請いただきます。

- 世帯主が変更または死亡した場合
- 口座解約等で指定された金融機関の口座へ振込ができなかった場合
- 国民健康保険税の滞納が生じた場合
- 上記のほか、申請の内容に偽り、その他不正があった場合

【問い合わせ】町民課国保医療係 ☎ 85-6130

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

「誰か」のこと じゃない(標語)

●町の人権擁護委員

菅 文隆委員(山口)
大村亨夫委員(鮎貝)
嶋林淳子委員(荒砥)
鈴木和夫委員(十王)
向田美和子委員(広野)
中村裕之委員(畔藤)

「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政相談委員は地域住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情・意見要望、行政の仕組みや手続きに関する問合せなどの相談を受け付け、相談者と関係行政機関等との間に立ち、問題解決が図られるよう働きかける活動をしています。

改善事例パネル展を5月23日(月)から5月27日(金)まで、中央公民館ラウンジで行っておりますのでぜひご覧ください。
※相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

●人権特設相談日

6月3日(金)
午前9時から午前11時30分
白鷹町中央公民館2階会議室A、会議室B

●相談日

毎週月・金曜日
山形地方法務局米沢支局
☎0238-22-2148

※随時相談を受け付けています。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131



●定例相談日 5月26日(木)

午後1時30分～3時30分
●どこで 中央公民館 2階
会議室A

《担当行政相談委員》

・田中恵治委員
☎85-4120
・大村奈保子委員
☎85-2085

【問い合わせ】

総務省山形行政監視行政相談センター
☎023-632-3113
町民課くらし環境係
☎85-6131

令和3年度版

広報しらたか・議会だよりしらたかの有料製本サービスを行います

広報紙の有料製本を行います。希望される方は、下記によりお申し込みください。

●製本対象

令和3年度に発行した
・広報しらたか (No.1266～1277)
・議会だよりしらたか (No.150～152)

●料金 1部 500円

●受付期間 6月24日(金)まで

●申込方法 広報紙つづりに住所と氏名を記入し、各地区コミュニティセンター、または企画政策課情報係までお持ちください。その際、備え付けてある受付表に住所と氏名をお書きください。

●製本後のお渡しとお支払い

・製本完了後、ご家庭へ郵送します。
・同封する「納付書」により町内金融機関(ゆうちょ銀行は除く)、または役場出納窓口で料金をお支払いください。



広報しらたか



議会だよりしらたか

お願い

- ・「広報しらたか」「議会だよりしらたか」以外の印刷物などは入れないようにしてください。
- ・つづる順番は広報しらたか4月号が一番上になるようにし、3月号の後に、議会だよりしらたかをつづってください。
- ・一部の号が抜けている場合はできる限り補充しますので、不足の号を表紙に明記してください。

【問い合わせ】企画政策課情報係 ☎85-6121